

### 31 教職員配置の充実改善について

(文部科学省関係)

#### 要望内容

#### 教育上の課題解決と働き方改革に向けた教職員定数の加配定数措置の拡充

- 1 生徒指導体制の強化
- 2 小学校専科指導の充実
- 3 少人数学級編制の実施

#### (要 旨)

##### 1 生徒指導体制の強化

本市では、平成 29 年 7 月に本市中学校生徒が校内で、いじめを主たる原因として、自ら尊い命を絶つという事案が発生しており、平成 30 年 12 月 28 日、本市教育委員会は広島市いじめ防止対策推進審議会からこの事案に係るいじめの全容、学校の対応や再発防止などの調査結果について、答申を受けました。

再発防止策の一つとして、児童生徒の実態把握や教育相談等の中心的な役割を担う「教育相談担当教員」を校内組織に位置付け、生徒指導主事と協力して生徒指導体制の充実を図ることとしており、とりわけいじめに関する課題が顕著な学校に対しては、教員の加配措置による専任化が重要な課題となっています。

また、就学援助率が高く、生徒指導上の課題が大きな学校については、生徒指導主事等の専任化により、各教員の学習指導に係る時間を確保し、教育格差の解消を図る必要があります。

つきましては、これらの教員の専任化に伴う加配定数を措置していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

## 2 小学校専科指導の充実

本市では、これまで小学校において実施してきた英語教育を更に発展させ、会話や実際のコミュニケーション場면을重視した授業を行うことで国際平和文化都市にふさわしい人材の育成を目指すこととしており、こうした取組に英語専科教員の配置は欠かせません。

また、英語専科を含めた小学校専科指導教員による授業をより一層充実させることにより、質の高い教育を提供するとともに、教員の働き方改革推進の一助としたいと考えています。

つきましては、これら小学校専科指導教員の加配定数を拡充して措置していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

## 3 少人数学級編制の実施

本市では、平成 20 年度から、個に応じたきめ細かな指導により、基礎学力の確実な定着に取り組む学校を支援するため、小学校 2 年生から中学校 1 年生において 35 人を上限とする少人数学級編制を実施しています。

そうした中、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、令和 4 年度は、小学校 3 年生まで定数措置されることとなりましたが、本市では、小学校 4 年生から中学校 1 年生まで単独加配措置を実施します。しかし、本市の財政が厳しさを増す中、単独加配措置自体が困難な状況となっています。

これまでも、少人数学級編制に係る加配定数を措置していただいているところですが、更なる加配措置について、格別の御配慮をお願いいたします。